

秦野市学校給食施設整備・運営事業 実 施 方 針

令和元年5月17日（公表）

令和元年7月25日（修正）

秦 野 市

目 次

第 1	実施方針の目的	1
第 2	事業の目的等	2
第 3	事業スケジュール	3
第 4	事業スキーム	4
第 5	業務の範囲	7
第 6	業務の履行時期（期間）及び事業費の支払時期（期間）等	9
第 7	施設の機能及び受注者に期待する事項等	10
第 8	事業用地	11
第 9	配送校	13
第 10	受注者の募集及び選定	14
第 11	実施方針に関する質問の受付等	16
第 12	実施方針に関する現地説明会	18
第 13	受注者の責任の明確化等	20
第 14	その他	25

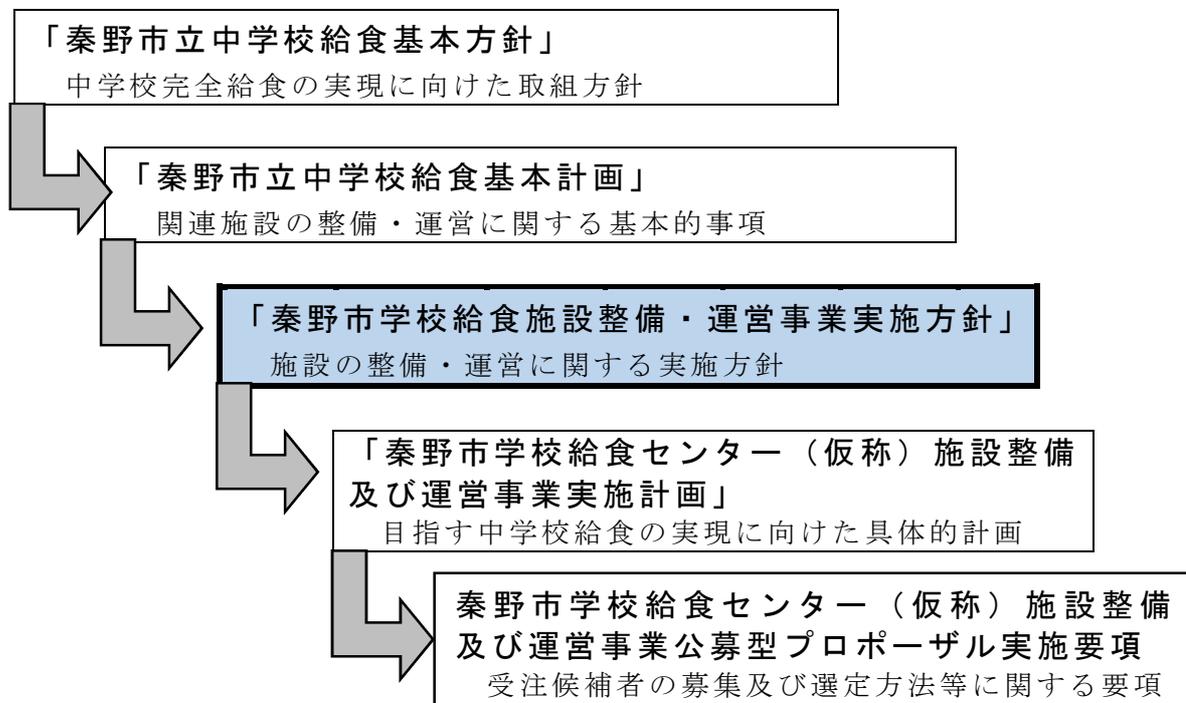
第 1 実施方針の目的

秦野市は、令和 3 年 12 月から全ての中学校（9 校）で完全給食を開始するため、「秦野市立中学校給食基本計画」を策定し、施設整備等の基本的事項を決定しました。基本計画では提供方式について、全ての中学校の給食を 1 か所の共同調理場で調理して各校に配送する「センター方式（共同調理場方式）」とすることを決定しました。また施設の整備及び運営手法は、民間企業の技術力と創意工夫を生かした公民連携による「秦野方式」の実現を目指すこととしました。

この実施方針は、本年（令和元年）7 月の受注者募集に先立ち、本市の方針や受注者に求める事業水準等を明らかにすることで、事業参入に向けた積極的な検討を促すとともに、意見等を事前に聴取して今後の取組みに反映することで、より効果的・効率的で本市に最適な中学校給食の実現につなげることを目的とするものです。

なお実施方針の公表後、個別対話を通じて各企業から寄せられた意見や要望を反映して実施方針の一部を見直し、実施計画及び公募型プロポーザル実施要項と合わせて修正版を公表しました。

実施方針の位置付け



第2 事業の目的等

学校給食施設の整備及び運営は、次の目的・方針等に沿って実施します。

1 中学校給食事業の目的

- (1) 未来を担う子供たちの心身ともに健全な育成
- (2) 子育て支援策としての保護者の負担軽減
- (3) 学校給食事業を通じた地域振興

2 秦野市立中学校給食基本方針

- (1) 保護者・学校及び行政が連携した学校給食の早期実現
- (2) 安全・安心でおいしい、生徒が喜ぶ学校給食の提供
- (3) 成長期にふさわしい、栄養バランスを考えた学校給食の提供
- (4) 学校給食を通じた食育の推進
- (5) 地産地消の視点を生かした学校給食の推進

3 秦野市立中学校給食基本計画の骨子

- (1) 喫食形態は、「全員喫食」を基本とします。
- (2) 配膳方式は、「食器・食缶方式」とします。
- (3) 提供方式は、「センター方式（共同調理場方式）」とします。
- (4) 全ての中学校に「コンテナ配送用エレベーター」を設置します。
- (5) 調理施設の整備・運営手法は、民間活力を生かした「秦野方式（公民連携方式）」とします。

4 その他

- (1) この実施方針における「施設」とは、共同調理場及び事務室等（食育推進施設等を含む。）で構成する「学校給食センター（仮称）」を指します。
- (2) 各校に設置する「コンテナ配送用エレベーター」については別途、仕様等を定めて公告します。

第3 事業スケジュール

本事業のスケジュール（予定）は、次のとおりです。

年	月 日	内 容
令和元年	5月17日	実施方針の公表
	5月27日	現地説明会の申込期限
	5月29日	現地説明会の開催（関連資料の貸与等）
	5月17日 ～6月21日	実施方針に関する質問及び意見等の受付 サウンディング（個別対話）の実施
	7月1日	質問・意見等及び回答の公表
	7月25日	受注者の募集開始
	7月25日 ～8月23日	第1回質問受付期間
	8月下旬	第1回質問及び回答の公表
	9月2日 ～同月6日	参加申込書の受付期間
	9月6日 ～同月20日	第2回質問受付期間
	9月11日	プロポーザル参加者の決定通知
	9月下旬	第2回質問及び回答の公表
	9月30日 ～10月4日	事業提案書の受付期間
	10月23日 ～同月25日	提案者グループによるプレゼンテーション 受注候補者の選定
	10月下旬 ～11月中旬	契約交渉及び仮契約の締結
	12月中旬	秦野市議会の議決による事業契約の締結 施設整備（設計・建設等）の開始
令和2年	通年	施設整備（設計・建設等）の推進
令和3年	9月下旬	施設の完成
	10月 ～11月下旬	提供開始準備、施設見学会等の開催
	12月	中学校9校で完全給食を開始

※ 参考：各校へのコンテナ配送用エレベーターの設置は、二期3か年を予定していますが、その発注予定時期は次のとおりです。

事業名	設計業務	建設業務
第一期工事（4校4基）	令和元年8月	令和2年4月
第二期工事（4校5基）	令和2年4月	令和3年3月

第4 事業スキーム

本事業は、民間企業の技術力と創意工夫を最大限生かすため、次のとおり実施します。

1 実施方針

施設の整備（設計・建設）及び運営（調理・維持管理）を一括して委ね、各専門企業の意見を反映した質の向上や効果的かつ効率的な業務の履行を目指します。

実施手法は、公民連携の代表的手法であるPFI方式の仕組みを取り入れながらも業務量の負担を抑制し、契約変更等の柔軟性を確保するため、PFI法に基づかないPPP（公民連携）方式とします。

2 本事業における公民連携の手法

(1) 公有地活用（事業用定期借地権）

曾屋庁舎用地に「事業用定期借地権」を設定し、事業用地として受注者に貸付けます。

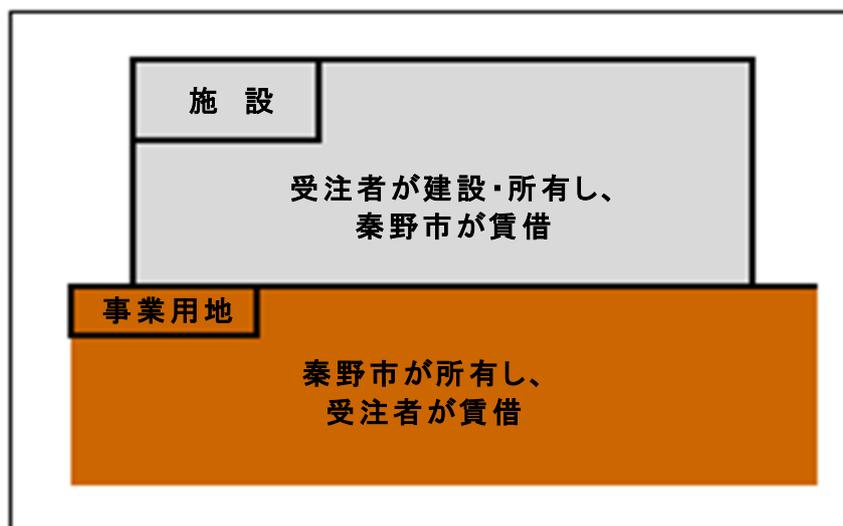
(2) 民間活力による施設整備及び維持管理

受注者は将来にわたり施設を所有し、市への所有権移転は行わず、所有する施設及び設備等を事業期間にわたり適正に維持管理することとします。

(3) 民設公営（施設貸与型）

受注者が建設した施設を借受けて、「学校給食センター（仮称）」を設置し、給食事業を運営します。

事業用地及び施設の所有等概念図



3 本事業における公民連携の考え方

本事業における公民連携の考え方は、次のとおりです。

(※青で着色した部分が本事業で採用する手法です。)

整備・運営の手法	行政と民間の役割分担			
	資金調達	施設整備	事業運営	施設所有
1 公設公営				
民間への業務委託	行政	行政	行政→民間	行政
2 公設民営				
(1) 委託料支払型	行政	行政	民間	行政
(2) 利用料金型	行政	行政	民間	行政
(3) 施設貸与型	行政	行政	民間	行政
(4) 施設譲渡型	行政 民間	行政	民間	民間
3 民設公営				
(1) 施設譲渡型	行政	民間	行政	行政
(2) 施設貸与型	民間	民間	行政	民間
(3) DB(設計・施工)	行政	民間	行政	行政
4 民設民営				
(1) DBO[設計・施工・運営]	行政	民間	民間	行政
(2) PFI(所有権の移転時期)				
ア BTO(施設完成時)	民間	民間	民間	民間→行政
イ BOT(事業終了時)	民間	民間	民間	民間→行政
ウ BOO(所有権移転なし)	民間	民間	民間	民間
(3) 公有地活用				
ア 無償・低廉貸与	民間	民間	民間	民間
イ 定期借地権	民間	民間	民間	民間
ウ 公有地信託	民間	民間	民間	民間

4 受注者

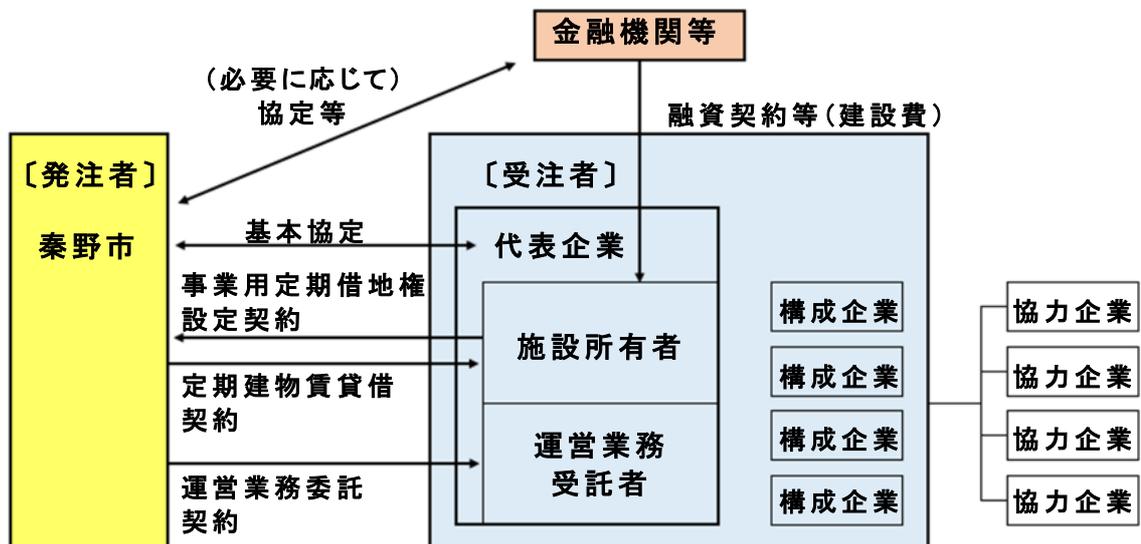
受注者は、設計、建設、調理及び維持管理（これらに付随する業務を含みます。）を確実に履行できる複数企業で構成する「グループ」とします。受注を希望するグループは、事前に代表企業を決定し、本市との契約事務や各種業務の協議及び連絡調整等の全ては代表企業が担うこととします。

なお、本事業を受注するための特別目的会社（SPC）の設立は不要としますが、応募者の提案により設立することも可能とします。

5 契約形態

本事業では、整備及び運営を一体的に検討し、質の高い給食事業を、より効果的・効率的に実現できるよう、各専門企業で構成するグループとの基本協定の締結及び各業務受注者等との個別契約の締結を予定しています。

事業スキーム概念図



第5 業務の範囲

本事業において受注者に求める主な業務は次のとおりです。

(1) 施設整備業務

- ア 設計業務（基本設計、実施設計及び設計に伴う近隣対応等）
- イ 建設業務（工事及び必要な調査、手続、工事に伴う近隣対応、電波障害対策等）
- ウ 工事監理業務（工事の監理）
- エ 調理設備等調達業務（厨房設備等の調達、設置等）
- オ その他施設整備に関する業務

(2) 運營業務

- ア 開業準備業務
- イ 調理業務（アレルギー対応食を含む。）
- ウ 衛生管理業務
- エ 洗浄及び残渣処理業務
- オ 配送・回収業務
- カ 建築物及び建築設備点検保守・修繕業務
- キ 建築設備運転監視業務
- ク 食器・食缶等及び備品類保守管理業務
- ケ 清掃業務（日常及び定期の清掃等）
- コ 警備業務
- サ その他運営に関する業務

(3) 業務の分担

本事業における市と受注者の主な業務の分担は次のとおりとします。

業 務	業 務 内 容	市	受注者
施設整備	事業用地の確保	○	
	施設の設計、建設及び工事の監理		○
	設備等の調達・設置		○
	備品類の調達・設置	○	○
運営	開業準備	○	○
	献立作成・栄養指導	○	
	食数の決定	○	
	食数の管理		○
	食材の調達・検収	○	○
	調理（アレルギー対応食を含む。）		○
	調理等の確認	○	
	衛生管理	○	○
	作業工程表等の作成		○
	保存食の管理（原材料・調理済食品等）		○
	検食	○	
	配缶、配送・回収		○
	洗浄・消毒・清掃（調理設備等）		○
	残渣の計量及び廃棄物の処理		○
	建築物及び建築設備点検保守・修繕		○
	建築設備運転監視		○
	食器・食缶等及び備品類保守管理		○
	食器・箸等の補充	○	
警備・清掃（施設）		○	

第7 施設の機能及び受注者に期待する事項等

本市が求める施設の機能や受注者に期待する事項は次のとおりです。

項 目	内 容
1 調理食数	1日当たり最大4,500食を想定 (食物アレルギー対応食100食以内を含む。)
2 施設稼働日数	年間約200日を想定 (年度ごとに本市が決定)
3 配送中学校数	9校(全校に配送用エレベーターを設置)
4 献立方式	1献立
5 標準品数	主食及び副食3品(主菜1品・副菜2品)
6 炊飯機能	あり(施設内で炊飯)
7 食物アレルギー対応	専用調理室を設置して、上処理から調理工程を分離 除去食を基本として特定7品目に対応
8 衛生管理	ドライシステムを採用し、学校給食衛生管理基準等の関連法規を遵守
9 食育推進機能	「会議・研修室」、「調理・試食室」、「調理室見学施設」等を設置
10 災害時対応	災害時応援協定(仮称)を締結
11 基本的機能	30年以上を想定し、安全性、耐久性及び経済性に配慮(バリアフリー対応)
12 周辺環境への配慮	防音、防振及び脱臭対策等に配慮
13 環境保全への配慮	省エネルギー、廃棄物抑制、リサイクル可能な建築資材の使用等に配慮
14 ライフサイクルコストの低減	将来にわたる維持管理費等の低減に配慮

第 8 事業用地

事業用地（建設用地）の概要等は次のとおりです。

1 事業用地の概要

項 目	内 容
1 所在地	秦野市曾屋 830-1 (曾屋庁舎用地／旧水道局庁舎跡地)
2 敷地面積（地目）	3,547.20 平方メートル（宅地）
3 用途地域	工業地域
4 建ぺい率／容積率	60 パーセント／200 パーセント
5 接続道路	市道 12 号線「都市計画道路峯榎戸線」 幅員 12 メートル
6 インフラ整備	上水道、下水道（汚水・雨水）、都市ガス、 電力、電話等通信回線
7 原状回復	事業期間終了後、受注者は事業用地を原状 (更地) に復して返還

2 施設整備に関連して本市が行う業務

項 目	内 容
1 既存施設の撤去等	事業用地内の建物等は、令和元年 9 月末 までに市が解体・撤去 ただし事業用地の管理上、アスファルト は令和元年 9 月末の時点では撤去せず、受 注者の工事着工までに改めて市が撤去する 予定
2 擁壁工事	既存施設の撤去後、敷地内北側斜面の 擁壁工事を実施
3 配送校の整備	令和 3 年 9 月末までに、全校にコンテナ 配送用エレベーターを設置

3 秦野市まちづくり条例に関する調整事項等（参考）

- (1) 緑地の確保【環境産業部環境共生課】
敷地面積の15パーセント以上の緑地を確保
（道路に面していれば1.5倍換算）
- (2) 消防水利等の整備【消防本部警防対策課】
 - ア 消防水利施設の設置
防火水槽（40立方メートル）1基
 - イ はしご車着てい場所の確保
高さ10メートル以上の建築物は、はしご車着てい場所を確保
- (3) 雨水浸透施設の設置【上下水道局経営総務課】
屋根雨水に係る浸透施設の設置
- (4) 文化財の保護【文化スポーツ部生涯学習課】
建設工事の事前調整
- (5) 電波障害の対策【環境産業部生活環境課】
高さ10メートル以上の建築物の場合は事前調整
- (6) 施設区域内の安全確保【都市部開発指導課及び建築指導課】
区域内及び隣地との擁壁等の安全性に関する事前協議
- (7) 有効空地の確保（外壁後退）【都市部開発指導課】
全ての敷地境界線から建築物の外壁まで、最低1メートル以上の有効空地を確保
- (8) その他開発及び建築に関する協議・調整
 - ア 建築基準法【都市部建築指導課】
 - イ 都市計画法【都市部開発指導課】
 - ウ 景観法【都市部開発指導課】
 - エ 盛土条例【都市部開発指導課】
造成行為（盛土・切土）を行う場合は規模に応じて盛土条例の
手続が必要
- (9) その他の関連事項
 - ア 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例【都市部建築指導課】
 - イ 省エネ適合性判定【都市部建築指導課】

第 9 配送校

センターで調理した給食を配送する中学校 9 校の所在地や想定食数等は、次のとおりです。

中学校名	所在地	生徒数	室数	想定食数
<small>ほんちよう</small> 本町中学校	秦野市富士見町 1-1	654 人	25 室	740 食
<small>みなみ</small> 南中学校	秦野市緑町 16-1	513 人	18 室	580 食
<small>ひがし</small> 東中学校	秦野市寺山 509	289 人	12 室	330 食
<small>きた</small> 北中学校	秦野市横野 101	382 人	15 室	430 食
<small>おおね</small> 大根中学校	秦野市南矢名 4-28-1	382 人	14 室	430 食
<small>にし</small> 西中学校	秦野市柳町 2-5-1	632 人	22 室	710 食
<small>みなみ おか</small> 南が丘中学校	秦野市南が丘 1-6	360 人	14 室	400 食
<small>しづさわ</small> 渋沢中学校	秦野市渋沢 2030	388 人	15 室	440 食
<small>つるまき</small> 鶴巻中学校	秦野市鶴巻 2220	389 人	15 室	440 食
合計	—	3,989 人	150 室	4,500 食

※生徒数は令和元年 5 月 1 日現在の実人数です。

室数は、普通教室、特別支援教室及び職員室の合計数です。

想定食数は、生徒数に教職員を加えた想定食数です。

第 10 受注者の募集及び選定

本事業の受注者は、公募型プロポーザルを実施して最も優れた事業提案を行ったグループを「受注候補者」として選定する予定です。

なお、本事業への参加資格制限として、次に該当する者は、応募者の構成企業となることはできません。

1 参加資格制限

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 設計企業及び建設企業は、参加資格確認申請書の提出日において、本市の指名停止又は指名留保措置を受けている者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしている者（ただし、手続開始の決定を受けた者で、所定の手続に基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は提案書提出日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- (5) 法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者
- (6) 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者又はそのおそれのある者
 - ア 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。
 - イ 暴力団員とは、暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団の構成員をいう。
 - ウ 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であって、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当するものをいう。
 - (ア) 暴力団の威力を背景に、暴対法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者

-
- (イ) 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し又は関与する者
- (7) 市が本事業のために設置する選定委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者、「人事面において関連がある者」とは、当該企業又は法人の代表権を有する役員である者及びその者が属する企業又は法人をいいます。

2 審査方法等

(1) 参加資格要件の審査

別途定める参加申込書類により資格要件の具備等について確認し、その結果を電子メールで通知します。

また、応募者の参加資格の確認は、参加資格確認申請書の提出締切日とします。ただし、参加資格確認後、審査結果の公表までの期間に、応募者が上記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とします。

(2) 事業提案の審査

別途定める実施要項等に基づき、受注者から事業提案に関するプレゼンテーションを受けてヒアリングを行い、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定します。

なお、優先交渉権者の決定以降、事業契約締結までの期間に、優先交渉権者の構成企業が応募者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、契約を締結しない場合があります。

3 提出書類の取扱い

事業提案書類の著作権は提案者に帰属します。ただし、本市が必要と認める場合は、提案者の承諾を得た上で提案書類の全部又は一部を無償で使用できることとします。

第 11 実施方針に関する質問の受付等

本事業への参加を検討する民間企業からの質問及び意見等を今後の取組みに反映するため、次のとおり実施方針に関する質問及び意見を受け付けます。

なお、ここに掲げる提出方法及び現地説明会以外の質問・意見は受け付けません。

1 質問及び意見の提出方法

次ページ様式 1 「実施方針に関する質問書」を秦野市ホームページからダウンロードして必要事項を記入し、電子メールに添付して事務局に提出してください。

なお、電子メールの件名は、「実施方針に関する質問（企業名）」としてください。

2 提出期限

令和元年 6 月 21 日（金）午後 5 時

3 質問・意見への回答

本市の回答は、7 月 1 日に秦野市ホームページで公表しました。

ただし、質問者の特殊な技術や独自の提案に関するもの、権利や競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると本市が認めたもの及び事業提案に影響があるとして企業から非公表とすることを求められた事項については公表していません。

4 実施方針の変更

民間企業等からの質問や意見等を踏まえ、公表から受注者の募集開始までに実施方針を見直し、変更する場合があります。

なお、変更を行った場合は、速やかに秦野市ホームページで公表します。

【様式 1】

実施方針に関する質問書

令和元年 月 日

提出企業名	
担当部署名	
所在地	
ふりがな	
担当者氏名	
電話番号	
ファクス番号	
電子メールアドレス	

No.	頁	質問・意見	内容の公表
1			可・否
2			
3			
4			
5			

※ 数字は半角で記入してください。

※ 記入欄（行）が不足する場合は追加してください。

第 12 実施方針に関する現地説明会

実施方針に関する現地説明会を次のとおり開催しました。

1 日 時

令和元年 5 月 29 日（水） 午後 1 時 30 分から 2 時 30 分まで

2 場 所

秦野市曾屋 830－1（事業用地敷地内）

3 内 容

- (1) 事業用地の確認
- (2) 実施方針に関する説明
- (3) 事業用地に関する資料の貸与

4 対象者

本事業への参加を検討している企業の担当者（1社3名まで）

5 現地説明会への参加申込

(1) 申込方法

次ページ様式 2「現地説明会参加申込書」を秦野市ホームページからダウンロードして必要事項を記入し、電子メールに添付して事務局に提出（電子メールの件名は、「現地説明会申込書（企業名）」）

(2) 申込期限

令和元年 5 月 27 日（月） 午後 5 時

(3) 参加受付書の送付

申込者には、5 月 28 日（火）正午までに「参加受付書」を電子メールに添付して送信（印刷して当日持参。28 日正午までに参加受付書が届かない場合は、事務局に電話）

6 その他

現地説明会に参加した企業名等は公表していません。

【様式 2】

現地説明会参加申込書

令和元年 月 日

1 説明会参加企業

参加企業名	
連絡担当部署名	
所在地	
ふりがな	
連絡担当者氏名	
電話番号	
ファクス番号	
電子メールアドレス	

2 説明会参加者

	所属部署名	役職名	ふりがな	当日連絡先
			氏名	
1				
2				
3				

第 13 受注者の責任の明確化等

本事業における責任の明確化等に関する方針は次のとおりです。

なお、この実施方針では概要にとどめ、詳細については別途定めることとします。

1 基本的考え方

本事業では、民間企業と行政が互いの強みを生かし、役割とリスクを適正に分担することで、より効果的かつ効率的に「質の高い給食」を実現することを目指します。

したがって、受注した業務については受注者が責任をもって履行し、業務に伴うリスクや責任は原則として受注者が負うこととします。

また、本市の責に帰するものについては本市が責任を負います。

2 予想されるリスクと責任分担

現段階における責任分担については、次ページ別表「リスク分担表」のとおりとしますが、実施方針への質問・意見等を踏まえて検討し、別途定めることとします。

3 要求水準

本事業における業務について本市が要求する事項は、7月25日に秦野市ホームページで示す「実施計画」及び「実施要項」等とします。

4 モニタリング

契約で定めた業務を確実に履行し、要求水準等を満たしていることを確認するため、モニタリングを実施します。

モニタリングの結果、業務が履行されていない又は要求事項が満たされていない場合は、支払額の減額及び契約解除等の対象とします。

なお、契約で定めた業務の履行及び要求水準の達成は受注者の責務であり、本市が行ったモニタリングの結果によって免責されることはありません。

モニタリングの詳細については別途定めることとします。

別表「リスク分担表」

段階	項目	No.	内容	秦野市	受注者
共通	政策・事業の変更	1	本市の政策変更による事業の変更、中止等	○	
	事業の中止・延期	2	本市の責に帰す事業の中止や延期	○	
		3	受注者の責に帰す事業の中止や延期		○
	業務の不履行、要求水準の未達成	4	本市の責に帰すもの	○	
		5	受注者の責に帰すもの（事業放棄、破綻等）		○
		6	受注業務が要求水準等を満たしていないもの		○
	許認可取得遅延	7	許認可の遅延（本市で取得するもの）	○	
		8	許認可の遅延（本市で取得するもの以外）		○
	法令変更	9	本事業に係る法令等の新設・変更等	○	
		10	上記以外		○
	税制変更	11	消費税の範囲や税率の変更	○	
		12	その他の税制変更（法人税率の変更等）		○
	住民対応	13	施設の設置・運営に関する訴訟や要望等	○	
		14	上記以外（受注者が行う調査、建設、維持管理等）		○
	周辺環境への影響	15	受注者の業務に起因する有害物質、騒音、振動、臭気等		○
	第三者への賠償	16	受注業務に起因する第三者への賠償		○
		17	施設の劣化、維持管理の不備による第三者への賠償		○
	物価の変動	18	物価の変動	○	△
	不可抗力	19	不可抗力に起因する増加費用や損害等	○	△

段階	項目	No.	内容	秦野市	受注者
契約前	参加費用	20	本事業への参加に伴う費用負担		○
	契約締結の遅延等	21	受注者の責に帰す契約締結遅延等		○
		22	議会の議決が得られない場合の遅延等	△	△
		23	その他の契約締結遅延等	○	
設計	基本調査	24	本市が行った調査に関するもの	○	
		25	受注者が行った調査に関するもの		○
	設計等の変更	26	本市の責に帰す設計等の変更	○	
		27	受注者の責に帰す設計等の変更		○
	調査・設計費等の増額	28	本市の責に帰す調査・設計費等の増額	○	
		29	受注者の責に帰す調査・設計費等の増額		○
	設計業務の完了遅延	30	本市の責に帰す設計業務の遅延による損害	○	
		31	受注者の責に帰す設計業務の遅延による損害		○
建設	事業用地の瑕疵	32	本市が公表した資料から予測可能なもの		○
		33	その他の事業用地の瑕疵	○	
	工事の遅延	34	市の責に帰す工事の遅延	○	
		35	受注者の責に帰す工事の遅延		○
	工事費の増額	36	市の責に帰す工事費の増額	○	
		37	受注者の責に帰す工事費の増額		○

段階	項目	No.	内容	秦野市	受注者
建設	工事監理の不備	38	受注者の工事監理の不備により生じたもの		○
	施設の損害	39	工事に関連して生じた施設の損害		○
運営	事業開始の遅延	40	本市の責に帰す遅延	○	
		41	受注者の責に帰す遅延		○
	支払い遅延等	42	本市の責に帰す支払いの遅延等	○	
	運営費の増額（物価の変動以外）	43	本市の責に帰す運営費の増大	○	
		44	受注者の責に帰す運営費の増大		○
	施設等の損傷	45	本市の責に帰す施設等の損傷	○	
		46	不可抗力を除く事故・災害等による施設の損傷		○
	施設の瑕疵	47	瑕疵担保期間内		○
		48	瑕疵担保期間終了後	○	
	需要の変動	49	本市の責に帰す事業形態の変更等	○	
		50	生徒数及び教職員数の変動	△	△
	異物混入（食中毒を含む。）	51	研修時の調達食材の異常	○	
		52	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
		53	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
54		調理過程の不適に起因する食材の異常		○	
55		調理及び配送による異物混入等		○	
56		配送後（コンテナ開錠以降）の異物混入等	○		

段階	項目	No.	内 容	秦野市	受注者
運営	食物アレルギー対応	57	生徒のアレルギー情報の不備等、受注者の責以外のもの	○	
		58	突発的な発症（事前把握が困難なアレルギー物質）等	○	
		59	受注者の責に帰すもの		○
	配送の遅延	60	食材の納入遅延によるもの	○	
		61	交通混雑や悪天候による遅延のうち想定が困難なもの	○	
		62	交通混雑や悪天候による遅延のうち想定が可能なもの		○
		63	調理の遅延によるもの		○
		64	受注者の交通事故等に起因する遅延によるもの		○
	配送費の増額	65	配送校の増加や変更によるもの	○	
		66	交通事情の悪化等によるもの		○
原状回復	施設の解体・撤去等	67	事業終了後の施設の解体・撤去等、原状回復に要する費用		○

凡例：○＝主負担、△＝従負担

※ 「物価の変動」No.18 は、一定範囲の変動は受注者の負担とし、一定以上の変動は本市が負担する。

※ 「不可抗力」No.19 は、一定範囲の損害は受注者が負担する。

※ 「需要の変動」No.50 は、一定範囲以上の給食数の変動に当たっては受注者と本市で協議を行う。

第 14 その他

1 本事業に関する情報提供

本事業に関する情報提供は、秦野市ホームページの次の場所に掲載することで行います。

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/genre/1557992910772/index.html>

2 実施方針の公表から受注者の決定までの費用負担

実施方針の公表から受注者の決定までの参加費用等は、全て参加者の負担とします。

3 本事業における疑義等への対応

本事業において疑義が生じた場合は、参加企業と本市が誠意をもって協議し、解決することとします。

4 本事業の事務局

- (1) 担 当 秦野市教育部学校教育課（中学校給食担当）
- (2) 住 所 〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号
- (3) 電 話 0463-84-2785（学校教育課直通）
- (4) ファクス 0463-83-4681
- (5) 電子メール g-kyouiku@city.hadano.kanagawa.jp